

## 滝川市子ども・子育て会議傍聴要領（案）

## （趣旨）

第1条 この要領は、滝川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定める。

## （傍聴人の定数）

第2条 傍聴人の定員は定めないこととします。ただし、会場における適正人数を超える場合は、傍聴人の数を制限することができる。

## （傍聴の手続き）

第3条 会議を傍聴する方は、受付で住所、氏名を記入し、事務局の指示に従い入室する。

## （傍聴にあたっての遵守事項）

第4条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- （1）会議中は、私語を慎み、静かに傍聴すること。
- （2）会議における発言等に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- （3）会場において飲食、喫煙をしないこと。
- （4）会場において写真撮影、録画、録音等をしないこと（ただし、会長が認めたときを除く）。
- （5）みだりに席を離れないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱したり、議事を妨害するような行為はしないこと。

## （事務局の指示）

第5条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

## （傍聴人の退場）

第6条 傍聴人がこの要領に違反し、注意を促してもなお従わないときは、会場から退場させることができる。

## （会議の非公開）

第7条 会議の秩序維持の必要が生じたとき又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要が生じたときは、会議を途中から非公開とすることができる。

## 附 則

この要領は、平成25年12月10日から施行する。